公開買付説明書の訂正事項分

2026年11月

株式会社シティインデックスフィフス

（対象者：サンケイリアルエステート投資法人）

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じです。以下「法」といいます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は法第27条の９第４項の規定により作成されたものです。

本訂正事項分が訂正の対象とする、株式会社シティインデックスフィフス（以下「公開買付者」といいます。）が作成した本公開買付けに係る公開買付説明書は、本公開買付けに関して公開買付者が2026年９月28日付で関東財務局長に対して提出した公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）に記載された事項（公開買付開始公告に記載すべき事項を除きます。）を省略しております。本公開買付届出書に記載された本公開買付けの具体的内容は、本公開買付届出書をご参照ください。

なお、公開買付届出書は、法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）（https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）にて縦覧に供されております。

EDINET

１【公開買付説明書の訂正の理由】

2026年９月28日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である2026年９月28日付公開買付開始公告につきまして、対象者が2026年11月５日付でプライベート・エクイティ・ファンドから対象者投資口の非公開化に関する法的拘束力のない意向表明書を受領した旨を公表したこと、並びに公開買付者が、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案するとともに、当該意向表明書に係る対抗提案について具体的な提案がなされる可能性があることを踏まえ、対象者の投資主の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間を2026年11月30日まで延長し、合計43営業日とすることを決定したこと、並びにこれに伴い本公開買付けの成立後に予定している対象者の非公開化のための手続のスケジュールに変更が生じる見込みとなったことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するとともに、当該公開買付条件等の変更の公告を添付書類に追加するため、法第27条の８第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の９第４項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第８項の規定により、公開買付説明書を訂正いたします。

２【訂正事項】

４．公開買付けの内容
(3) 買付け等の期間
① 届出当初の期間
(8) 決済の開始日

３【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

４．公開買付けの内容
(3) 買付け等の期間
① 届出当初の期間
（訂正前）
2026年９月28日（月曜日）から2026年11月10日（火曜日）まで（30営業日）
（訂正後）
2026年９月28日（月曜日）から2026年11月30日（月曜日）まで（43営業日）

(8) 決済の開始日
（訂正前）
2026年11月17日（火曜日）
（訂正後）
2026年12月７日（月曜日）